

【傍聴】 マスクの着用や手洗い・手指消毒などにご協力をお願いします。また、咳などの風邪症状や発熱など体調不良の方は傍聴をご遠慮ください。

■市議会定例会
第2回定例会は6月3日(金)から開催する予定です。本会議・委員会は傍聴できます。日程などは決まり次第、市議会 **☎** でお知らせします。請願・陳情の提出期限などは、お問い合わせください。
▶議会事務局 **☎** 042-460-9861

■審議会など
■建築審査会
時 6月16日(木)午後2時
場 保谷東分庁舎
内 建築基準法に基づく同意
定 5人
▶建築指導課 **☎** 042-438-4026

「子ども・地域」を応援 企画提案事業を募集します

市内で行われる「子ども」や「地域資源」をテーマにした事業に対し、その事業の経費の一部を補助金として交付します。

□事業テーマ
●「子ども」部門 市内の児童・生徒などを対象に行う公益活動
●「地域資源」部門 市内の地域資源の周知・活用を図る目的で行う公益活動

□事業実施期間 7月～令和5年3月
□補助金 1団体につき上限10万円(各部門3団体まで)
□応募期間 6月20日(月)まで
※詳細は市 **☎** 企画政策課(田無庁舎3階)で配布する募集要項をご覧ください。
▶企画政策課 **☎** 042-460-9800

市民税・都民税(住民税)の納税通知書の送付 ▶市民税課 **☎** 042-460-9827・9828

令和4年度市・都民税が課税となり、納付方法が普通徴収(納付書または口座振替による個人での納付)の方と公的年金からの特別徴収(引き落とし)の方を対象に、納税通知書を送付します。

納税通知書には、令和3年中の所得および各種控除の内容やそれを基に計算した市・都民税の税額が記載されています。なお、金融機関などの窓口で納めていただく方については、納付書が同封されています。納付書は、1枚ずつ期別ごとに分かれていますので、納期限をご確認の上、納付をお願いします。

詳細は、納税通知書に掲載している説明や同封されているお知らせをご覧ください。
※非課税の方への送付はありません。
※徴収方法が給与からの特別徴収(引き落とし)となっている方については、特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)を勤務先へ送付しています。

◆納税通知書の送付日
●65歳未満(4月1日現在)の方…6月3日(金)
●65歳以上(4月1日現在)の方…6月13日(月)
●当初賦課について
新型コロナウイルスの影響などにより、確定申告書の内容が、令和4年度市・都民税当初賦課(特別徴収：5月、普通徴収：6月)へ反映されるまでに時間を要する場合があります。
その場合、普通徴収については第2期以降、給与からの特別徴収については8月分以降にて課税または税額変更などの処理を行い通知します。
また、各種保険料(国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料)などの算定においても、反映に遅れが生じる場合があります。
●課税・非課税証明書について
課税・非課税証明書への反映についても遅れが生じる場合があります。

◆市・都民税が給与から特別徴収となっても納税通知書が届く方
勤務先へ送付した特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)は、給与からの特別徴収分の税額の内容を記載しているものです。給与から特別徴収をしている勤務先以外からの収入(公的年金などの雑所得、事業所得、そのほかの勤務先からの給与収入など)があった方は、徴収方法が特別徴収と普通徴収の両方になる場合があります。この場合には、給与からの特別徴収の方でもご自宅に納税通知書が届きますので、内容をご確認ください。

◆納付について
今回送付する納税通知書に同封する納付書(口座振替の方を除く)の納付場所や支払方法などの詳細は、納税通知書6ページをご覧ください。なお、コンビニエンスストアの場合、1枚当たりの税額が30万円以下のものに限りご利用が可能です。

◆課税・非課税証明書の発行
令和4年度の証明書の発行…6月3日(金)から
※市・都民税の納付方法が全て給与からの特別徴収の方は5月17日から発行しています。
□交付窓口 ●市民税課(田無庁舎4階) ●保谷庁舎総合窓口係(防災・保谷保健福祉総合センター1階) ●出張所
□コンビニエンスストアでの証明書の発行
利用者用電子証明書の暗証番号を登録している個人番号カード(マイナンバーカード)をお持ちの方は、コンビニエンスストアの多機能端末(マルチコピー機)で交付窓口より100円安く証明書を取得できます。なお、コンビニエンスストアでは最新年度(令和4年度)のみの発行となり、利用開始は6月3日(金)の午前9時30分からとなります

(通常の利用可能時間は、午前6時30分～午後11時)。
□証明書を発行できる方
①市・都民税申告書または確定申告書を提出した方
②給与や公的年金などの支払先から支払報告書などの提出があった方
③①と②のいずれかに該当する方の扶養親族として申告書などに氏名の記載がある在住の方
※①～③に該当しない方は、申告を受け付けてから証明書の発行までに1カ月ほどかかる場合があります。また、既に申告書を提出している方でも、提出時期によっては同様の期間を要する場合があります。
※市・都民税の申告は、市民税課(田無庁舎4階)で受け付けています(郵送可)。

◆令和4年度に非課税となる方
●令和4年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方
●令和3年分の合計所得金額が135万円以下の障害者・寡婦・ひとり親および未成年者(平成14年1月3日以降生まれ)の方
●令和3年分の合計所得金額が下表以下の方
□市・都民税非課税限度額

扶養人数※	合計所得金額
0人(本人のみ)	45万円
1人	101万円
2人	136万円
3人以上	1人増ごとに35万円加算

※扶養人数…控除対象配偶者と扶養親族(年少扶養親族を含む)を合計した人数

廃棄物処理手数料の減免申請 ～市の指定収集袋(ごみ袋)を減免対象者に配布～ ▶ごみ減量推進課 **☎** 042-438-4043

6月9日(木)から**別表**の世帯を対象に、減免(指定収集袋の無料配布)の申請を受け付けます。**別表**の「必要なもの」をご持参ください。
※対象者が窓口に来られない場合は、代理人が**委任状**と代理人の本人確認ができるものを持参
※**別表**③～⑩の対象の方は、市 **☎** から**申請書をダウンロード**できます。ご持参いただくと待ち時間の短縮になりますのでぜひご利用ください。

□町別の受付日・場所 ※指定日時に都合がつかない方は別の日に受付できます。

町名	受付日	場所
北原町・芝久保町	6月9日(木)	
田無町・向台町	10日(金)	田無庁舎1階 ロータリー横
西原町・緑町・柳沢	13日(月)	図書館下ピロティ
南町・谷戸町・新町	14日(火)	
東伏見・東町・住吉町・ひばりが丘北・北町・下保谷	16日(木)	
保谷町・富士町・泉町・ひばりが丘・栄町	17日(金)	エコプラザ西東京
中町	18日(土)	

※受付時間：午前9時～午後7時(正午～午後1時を除く)、(土)は午後1時まで
※6月9日(木)～15日(水)はエコプラザ西東京での配布は行っていません。

□配布枚数
●可燃・不燃ごみ兼用袋130枚
●プラスチック容器包装類専用袋50枚
別表①～⑨の方…7月～令和5年6月分
別表⑩の方…4月～令和5年3月分

□収集袋の大きさ
1人世帯…小袋(10ℓ相当)
2～4人世帯…中袋(20ℓ相当)
5人以上世帯…大袋(40ℓ相当)
※袋のサイズ交換はできません。

※6月9日(木)より前の受付はできませんのでご注意ください。
※6月20日(月)以降は、ごみ減量推進課(エコプラザ西東京)で平日のみ受付
※7月1日(金)以降に申請した場合の配布枚数は、申請した月分からとなります。
※**注** ⑦～⑨の方は平日の**午後5時以降および(土)は、市民税の非課税確認ができないため当日配布不可。平日午後5時までに来庁ください。**
※混雑を防ぐため、できるだけ1世帯1人での来庁をお願いします。

□別表

減免対象(重複する場合は、1つのみ)	必要なもの
① 生活保護世帯	生活保護担当者確認印を押しした申請書
② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者が属する世帯	担当者確認印を押しした申請書
③ 児童扶養手当受給世帯(ひとり親世帯など)	手当受給証
④ 特別児童扶養手当受給世帯	手当受給証
⑤ 老齢福祉年金受給世帯(明治44年以前に生まれた方)	年金受給証
⑥ 遺族基礎年金受給世帯 1) 世帯に18歳到達年度の末日までの扶養者がいる方 ※平成16年4月2日以降に生まれた方 2) 世帯に障害基礎年金を受給できる程度の障害の状態にある20歳未満の扶養者がいる方	年金受給証(受給者全員)または年金振込通知
⑦ 身体障害者手帳1級または2級の所持者で 市民税非課税世帯 ※注	各手帳 ※令和4年1月1日時点で本市に住民登録がなかった方は、以前に住民登録をしていた市区町村の令和4年度非課税証明書(世帯全員)
⑧ 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の所持者で 市民税非課税世帯 ※注	
⑨ 愛の手帳1度または2度の所持者で 市民税非課税世帯 ※注	
⑩ 東日本大震災により居住継続が困難となった被災者及び福島第一・第二原子力発電所の周辺において、国から避難指示等が出された地域等から避難された世帯	関係官公庁が発行する罹災証明書など